

整備管理者選任後研修

国土交通省北陸信越運輸局
長野運輸支局検査・整備・保安部門
令和7年度



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

1

P1 1. 1(1) 整備管理者制度の目的



自動車の点検・整備は車両法第47条により使用者に義務が課せられているが……

車両構造
が特殊

車両数多い



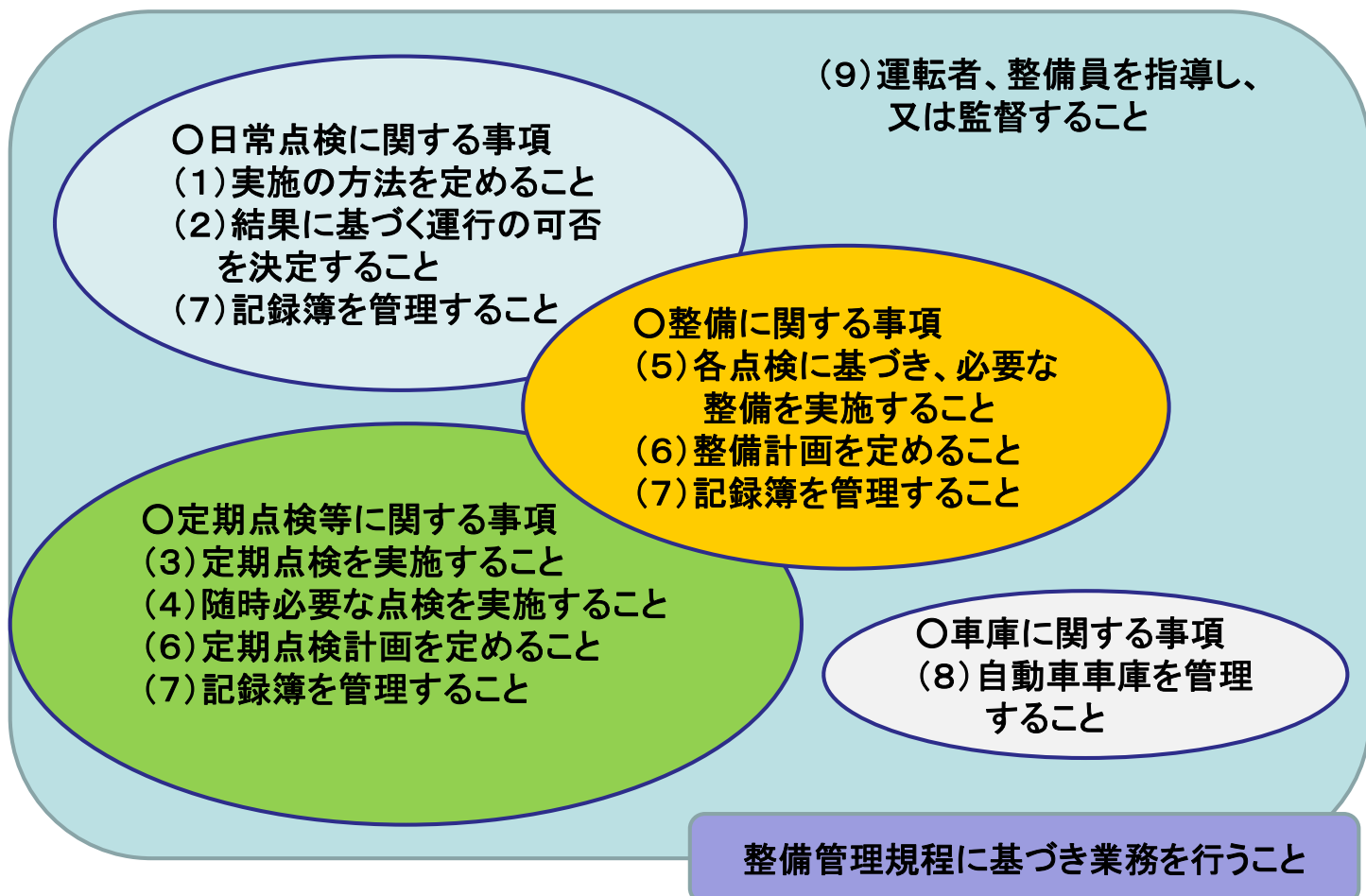
整備管理者

専門的知識をもったエキスパートが**使用者**に代わって、**車両の点検・整備等の保守管理を行うことにより、安全を確保する。**

2

事業の種類	自動車の種類	選任が必要な台数	H15. 3. 31以前
事業用	バス (乗車定員11人以上)	1両	1両
	トラック・ハイタク (乗車定員10人以下)	5両	5両
自家用	バス (乗車定員11人以上)	乗車定員30人以上 1両 乗車定員29人以下 2両	1両
	大型トラック等 (車両総重量8t以上)	5両	5両
	その他	なし	10両
レンタカー 軽貨物 運送事業	バス (乗車定員11人以上)	1両	1両
	大型トラック等 (車両総重量8t以上)	5両	5両
	その他	10両	10両

3



4

◆管理する車両が多いなど、整備管理者のみでの整備管理が困難な場合には、**補助者を選任できる**。

(補助者は、整備管理者の資格要件を満足する者、又は、整備管理者が研修等を実施して十分な教育を行った者から選任する。)

注意事項等

- ①補助者は**日常点検に係る業務のみ**執行できる。
- ②補助者は一定の要件を有してなければならず、整備管理者は補助者に対して教育を実施しなければならない。
- ③補助者に業務を執行させるにあたっては、社内規定(整備管理規程)を整理する必要がある。 etc

5

P3 1.5 整備管理者の兼職及び外部委託

① 外部委託の禁止

施行
平成19年 **9月10日**

自動車運送事業者にあつては、
自企業外の者を整備管理者として選任することが**原則禁止**されます。

(既に外部委託している場合は、平成21年9月9日まで猶予される等の経過措置があります。)

- 必ず自社内に整備管理者を置く必要があります。
(定期点検の実施等、整備「作業」自体は委託可能です。)
- 一定条件(※)を満たし、同一企業内と同等とみなせるグループ企業においては、例外的に外部委託が可能です。



※ グループ企業内(登記簿、営業報告書等で確認します。)であることに加え、次の条件を満たしていることが必要です。

- ①グループ企業が一体となって安全確保に取り組む体制を確保するため、安全管理規程及び整備管理規程その他必要な規程類について、一定の要件を満足していること。
- ②外部委託することについて、被選任者及び受託者の代表者又は事業場責任者が同意・承認していること。
- ③整備管理者が他の業務又は役職を兼ねている場合、その兼職内容及び兼職に係わる事業者間の距離が、整備管理者の業務を行うに支障とならないこと。

- 整備管理者は整備管理という専門的な業務を担うことから、一定の**資格要件**が必要。

＜資格要件＞

次のいずれかの要件を満たしていること

1. 2年以上の実務経験を有し、選任前研修を修了した者
2. 自動車整備士の国家資格を有する者

7

届出書への記載事項(車両法施行規則第33条)

- ①届出者の氏名又は名称及び住所
- ②自動車運送事業者であるかどうか
- ③使用の本拠の名称及び位置
- ④第31条の3に掲げる自動車の数
- ⑤整備管理者の氏名及び生年月日
- ⑥資格要件
- ⑦兼職の有無

※変更・廃止の届出は施行規則第70条

8

別紙1

整理番号
 運輸局長殿
 運輸支局長殿

令和 年 月 日
 届出者の氏名又は名称
 届出者の住所及び電話番号
 国土交通省

整備管理者(選任・変更・廃止)届出

道路運送車両法第52条の規定により、整備管理者を選任・変更・廃止したので届出ます。

選任・変更・廃止 年月日		令和 年 月 日		業態		車種		台数		整備管理者の 資格要件		1. 点検又は整備の経験 2. 整備管理者の経験 3. 整備士資格 4. 整備管理の経験 5. その他	
整備管理者氏名	(ふりがな)	明 大 昭		事業用	バス	ハイ・タク				点検整備、 整備管理者又は 整備管理 の経験	年月から 年月まで 事業場名 位 置 業務の概要		
	住所	Tel ()			トラック	8トン以上 8トン未満							
使用の本拠の 位置	名称	営業所 ()		自動車	貨物軽					事業主の 確認書	上記 が確かに上記事業場において上記の業務 を行っていたことを証明します。 事業者住所氏名(名称) (代表者名)		
	住所	Tel ()			事業用計								
事業の種類				1. バス(乗合・貸切・特定) 2. ハイ・タク 3. トラック(4.以外) 4. 貨物軽 5. レンタカー 6. その他の自家用		レンタカー		11人以上 11人未満					
整備責任者				職名		合計				整備士		種 類 級 合格年月日 年 月 日 合格証書番号 第 号	
委託 所属事業主 同意書	当事業場の上記 が の整備管理者にな ることに同意します。 なお、当事業場との距離は、約 mです。			車両法第53条 の規定による解 任の有無		有 (年 月 日)				被選任者の 同意書		私は、本届出書に記載している経験又は資 格を有しているとともに、解任命令に基づく解任の日から 2年(道路運送車両法施行規則第31条の3第1号又は第 2号の規定の適用を受けて選任される整備管理者にあつ ては、5年)を経過していない者ではないことを認め、整備 管理者としてその業務を遂行する。 上記に同意する場合は右にチェックを入れてください。□	
	事業者住所氏名(名称) (代表者名)			変更・廃止 の事由		交代・退職・死亡・解任・ その他 () 前管理者名 ()							
兼職の 有・無	職名	職務内容		当該営業所で 既に選任され ている整備管 理者		() ()		() ()		整備管理者合計		名	
既に整備管理者 に選任されてい る本拠	名称	位置		() ()		() ()		() ()					

1. この届出書は整備管理者を選任(変更・廃止)するに提出すること。

2. 整備管理者1名ごとに提出すること。

3. 整備士試験に多項目合格している者は自動車整備士検定規則第2条に規定された上位の者を記入すること。

4. 変更届出の場合は変更事項を赤字で囲むこと。

5. 届出事項に変更があった場合はその日から15日以内に届出ること

6. 「自動車数」の欄には選任に係る使用の本拠に属する車両数である。(届出者の使用する全車両数ではない。)

7. 「事業主の確認書」の欄には、選任される者が業務経験の業務を行っていた事業所の事業主が記載すること

8. 「被選任者の同意書」の欄には、選任される者本人が内容を確認の上、記載すること

9. 選任前研修修了証の写し又は整備士資格の保有を証する書面の写しを添付すること

10. 現在選任されている整備管理者を記載すること

【整備管理者の責任・解任命令】

- 整備管理者は、自動車の使用者から、「自動車の点検・整備、及び自動車車庫の管理」に関する事項処理に必要な権限が付与されている
- 職務を怠り、自動車の点検整備に起因する事故が発生した場合は、使用者が責任を負う
- 整備管理者が法令違反したときは、使用者に対し整備管理者の解任を命ずることができる

● 以下の場合、整備管理者の解任命令となりうる。

- 整備不良による事故で、当該自動車の定期点検整備等が適切に行われていなかった場合
- 整備不良による事故で、整備管理者が整備管理規程に基づく業務を適切に行っていなかった場合
- 大型車のホイールボルト折損等による車輪脱落事故が発生した場合であって、過去3年以内に同事故が発生していた場合
- 整備管理者が自ら不正改造を行ったり、不正改造の実施・使用を指示・容認した場合
- 選任届の内容に虚偽があり、資格要件を満たしていなかった場合又は選任後に資格を満たさなくなった場合
- 整備管理者としての職務の遂行が著しく不適切な場合

※解任された場合、解任された日から2年間(バスの場合は5年間)は、整備管理者に選任することはできない。

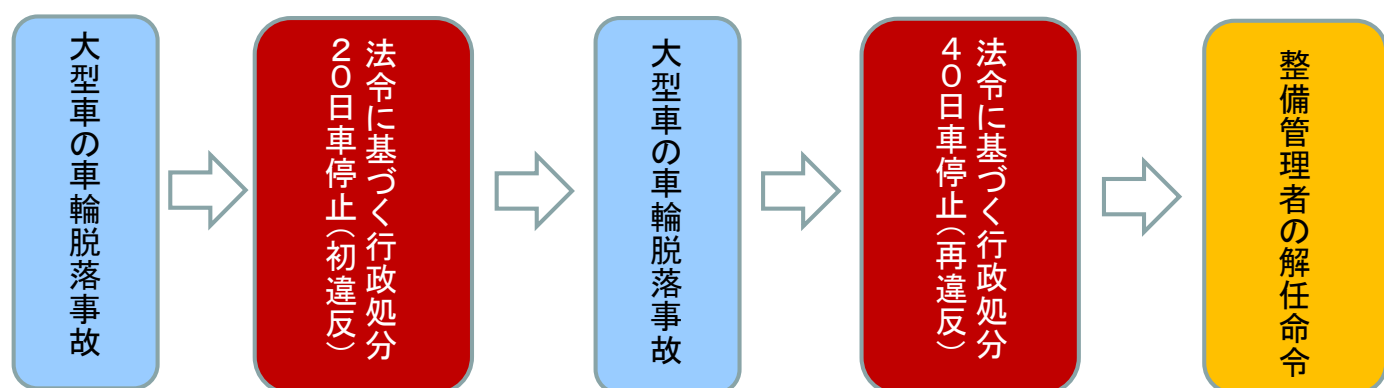
自動車運送事業者及び整備管理者に対する行政処分の強化

車両総重量8トン以上または乗車定員30人以上の自動車で、ホイールボルトの折損・ホイールナットの脱落などに起因する車輪脱落事故が発生させた場合は行政処分の対象。3年以内に同様の違反を起こすと、整備管理者の解任命令も発令される。

令和5年10月1日～

【整備管理者解任命令の対象に車輪脱落事故を追加(通達抜粋)】

大型車のホイールボルト折損等による車輪脱落事故が発生した場合であって、過去3年以内に同事故が発生していた場合(自動車運送事業者にあつては、行政処分等の基準における、「ホイールボルトの折損、ホイールナットの脱落またはそれらに類する事象に起因する車輪脱落事故が発生したもの」の再違反の適用を受ける場合とし、自動車運送事業者以外にあつては、同処分基準を適用する場合と同等と認められる場合とする。)



11

P7 1. 9 整備管理者選任後の研修

整備管理者選任後研修の受講対象者等

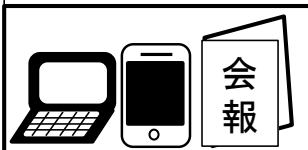
H30. 10～

○運輸支局長の研修通知を廃止

研修通知書



HP等を確認する

研修の
受講申込み

運輸支局のホームページ等を
確認して受講申込みを行う

○研修受講対象者の変更

旅客自動車運送事業運輸規則 第46条
貨物自動車運送事業輸送安全規則 第3条の4



当該年度に受講
(変更なし)

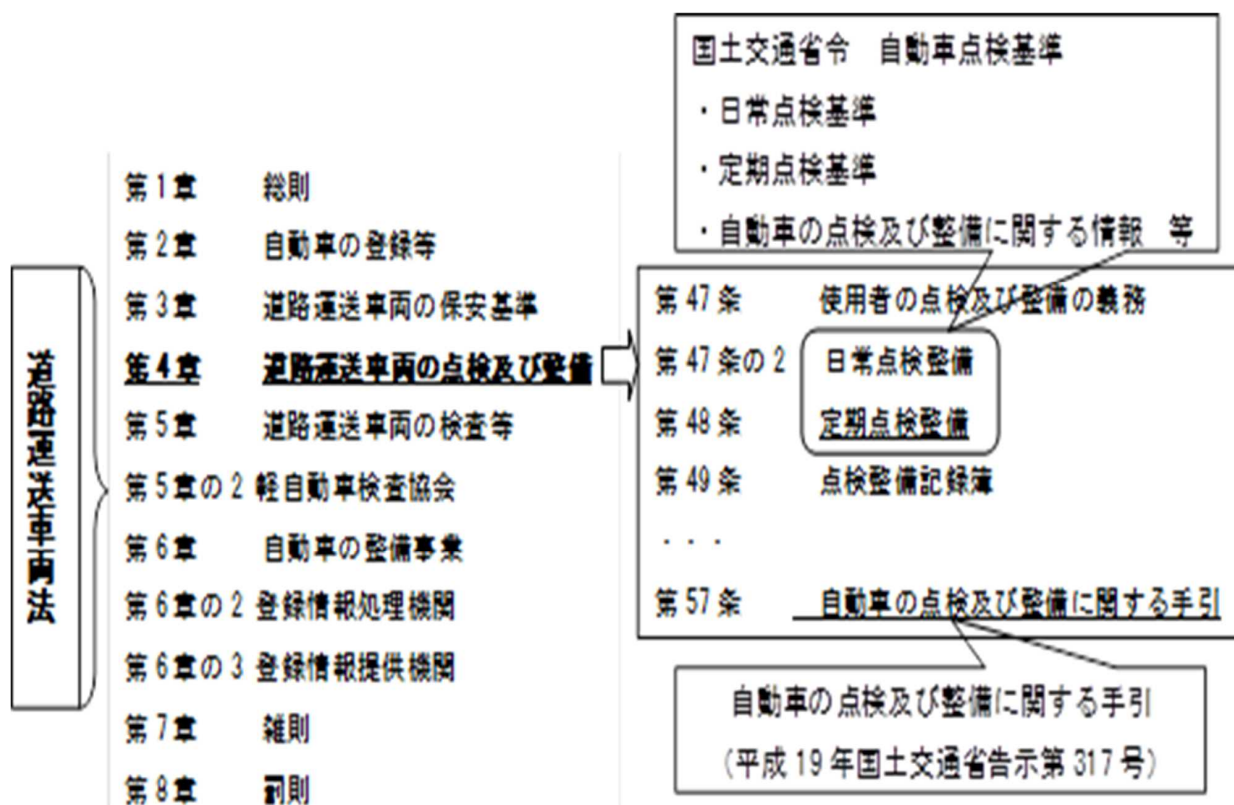
最後に当該研修を
受けた日の属する
年度の翌年度の末
日を経過した者



(追加)
新たに選任した者

選任された年度
又は
その翌年度
までに受講

整備管理者制度に係る主な法体系



13

P8 2.2 点検・整備の内容及び項目

【日常点検の項目】

事業用自動車の日常点検の項目は、自動車点検基準の別表第1に記載されている。

点検箇所	点検内容
ブレーキ	1 ブレーキ・ペダルの踏みしろが適当で、ブレーキの効きが十分であること。 2 ブレーキの液量が適当であること。 3 空気圧力の上がり具合が不良でないこと。 4 ブレーキ・ペダルを踏み込んで放した場合にブレーキ・バルブからの排気音が正常であること。 5 駐車ブレーキ・レバーの引きしろが適当であること。
タイヤ	1 タイヤの空気圧が適当であること。 2 亀裂及び損傷がないこと。 3 異状な摩耗がないこと。 (*1)4 溝の深さが十分であること。 (*2)5 ディスク・ホイールの取付状態が不良でないこと。
バッテリー	(*1) 液量が適当であること。
原動機	(*1)1 冷却水の量が適当であること。 (*1)2 ファン・ベルトの張り具合が適当であり、かつ、ファン・ベルトに損傷がないこと。 (*1)3 エンジン・オイルの量が適当であること。 (*1)4 原動機のかかり具合が不良でなく、かつ、異音がないこと。 (*1)5 低速及び加速の状態が適当であること。
灯火装置及び方向指示器	点灯又は点滅具合が不良でなく、かつ、汚れ及び損傷がないこと。
ウインド・ウォッシャー及びワイパー	(*1)1 ウインド・ウォッシャーの液量が適当であり、かつ、噴射状態が不良でないこと。 (*1)2 ワイパーの払拭状態が不良でないこと。
エア・タンク	エア・タンクに凝水がないこと。
運行において異状が認められた箇所	当該箇所に異状がないこと。

(*1)の点検は、当該自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。

(*2)の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。

14

【点検整備記録簿】

- 点検整備記録簿は、自動車に備え置く必要があり、1年間保存しておかなければならない
- 適切な点検を継続するためにも、適切に記録・保存し、必要に応じて見返す等の管理が重要

- 定期点検の記録は、実施してから1年間は、自動車に保存しておかなければならない。
また、適切に整備管理を実施するため、点検整備記録簿及び車検証の写し等を、営業所に備え置き活用することが望ましい。
- 点検整備記録簿には、以下の内容を記載しなければならない。
 - 自動車登録番号(軽自動車等にあつては車両番号、その他の自動車にあつては車台番号)
 - 点検の年月日
 - 点検の結果
 - 整備の概要
 - 整備を完了した年月日
 - 点検又は特定整備時の総走行距離
 - 点検又は整備を実施した者の氏名又は名称及び住所

※「定期点検整備計画」を作成し、車番ごとに定期点検の予定と実績を管理しておくことが推奨される。

15

【定期点検整備の計画】

車検の時期から逆算して、定期点検の実施時期をあらかじめ定めておくとい

- 以下の例のような「定期点検整備計画」を作成し、車番ごとに定期点検の予定と実績を管理しておくことが推奨される。

(例)

車番	予定／実績	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
新潟●● あ1234	予定			○5			◎6			○2			○4	
	実績			6㊟			6㊟							
新潟●● い5678	予定		○8			○10			○10			◎12		
	実績		8㊟			10㊟								
新潟●● う9012	予定	○5			◎2			○6			○4			
	実績	5㊟			2㊟			5㊟						
...	予定													
	実績													

3か月ごとの定期点検:「○」

12か月ごとの定期点検:「◎」

㊟:実施者(確認者)の印(サイン等)

【特定整備】

- ・ 分解を伴う一部の整備行為や、自動運行装置など先進技術に関する整備行為を、特定整備という
- ・ 特定整備を伴う点検・整備は、自動車特定整備事業の認証を取得した工場でしか実施できない
- ・ 認証を取得していない工場で特定整備を実施すると、未認証行為として、道路運送車両法違反となる

- 定期点検の実施にあたり、特定整備を行わなければ点検できない箇所や、定期点検の結果特定整備が必要になる場合がある。
- 自動車特定整備事業の認証を受けないで特定整備を行った場合、未認証行為に該当し、罰則の対象になる場合がある。
- 具体例としては、以下の行為が特定整備に該当する。
 - － 制動装置の分解整備
 - － エンジンの脱着
 - － トランスミッションやプロペラシャフトの脱着
 - － 自動ブレーキ等のセンサーが装着されたバンパーや窓ガラスの脱着

【道路運送車両法第78条】

自動車特定整備事業を経営しようとする者は、自動車特定整備事業の種類及び特定整備を行う事業場ごとに、地方運輸局長の認証を受けなければならない。

【道路運送車両法第109条】

次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

十一 第七十八条第一項の規定による認証を受けないで自動車特定整備事業を経営した者

17

P8 行政処分の状況等について

○ 令和6年度 整備管理に関する行政処分等の状況(抜粋)

- ・ 定期点検整備の未実施・・・6件
- ・ 整備管理者の選任(変更)等の届出違反・・・3件
- ・ 整備管理者の未選任・・・1件
- ・ 無車検運行・・・4件
- など

【参考】 点検整備不十分・整備作業ミスに起因する事故

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/tenken/t2/t2-1/>

【最新の処分基準等は以下のホームページよりご確認ください】

○ 旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準

https://www.tb.mlit.go.jp/hokushin/hrt54/bus_taxi/disposition/deposition_a.html

○ 貨物自動車運送事業者に対する行政処分の基準

https://www.tb.mlit.go.jp/hokushin/hrt54/track/disposition/deposition_b.html

北陸信越運輸局HP 行政処分情報アドレス

<http://www.tb.mlit.go.jp/hokushin/negative-hokusin.html>

18

【自動車事故報告書の提出】

- ・自動車事故報告規則に規定される事故が発生した場合、発生日から30日以内に、自動車事故報告書を提出しなければならない
- ・提出先は、所属する営業所を管轄する運輸支局

- 自動車事故報告規則に規定される重大事故や、車両故障による運行停止が発生した場合、営業所において事故概要の記録保存を行い、再発防止対策を実施することに加え、国土交通大臣への事故報告が必要である。
事故の発生日から30日以内に、管轄の運輸支局へ、自動車事故報告書を**3部**提出する。
 - － 装置の故障の場合は、報告書に加え、車両故障事故報告書添付票が必要となる。
- 自動車事故報告規則に規定のない、軽微な物損事故等の場合は、報告書の提出義務はないが、営業所において事故概要の記録保存を行い、再発防止対策を実施する必要がある。

【自動車事故報告規則第3条】

旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者、特定第二種貨物利用運送事業者及び自家用有償旅客運送者並びに道路運送車両法第五十条に規定する整備管理者を選任しなければならない自家用自動車の使用者（以下「事業者等」という。）は、その使用する自動車（自家用自動車（自家用有償旅客運送の用に供するものを除く。）にあつては、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。）について前条各号の事故があつた場合には、当該事故があつた日（前条第十号に掲げる事故にあつては事業者等が当該救護義務違反があつたことを知った日、同条第十五号に掲げる事故にあつては当該指示があつた日）から三十日以内に、当該事故ごとに自動車事故報告書（別記様式による。以下「報告書」という。）三通を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長（以下「運輸監理部長又は運輸支局長」という。）を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。

19

【自動車事故報告書の提出が必要となる事故】

- ・事故報告書を提出しなければならない事故は、自動車事故報告規則第2条に規定されている
 - ・死者が発生したり、酒気帯び運転があつた場合は、発生から24時間以内に、所属する営業所を管轄する運輸支局に速報しなければならない
- 自動車事故報告書を提出しなければならない事故のうち、整備管理者が関係するものとして、次の例が挙げられる。
 - － 火災が発生した場合
 - － 自動車の装置の故障により、運行できなくなった場合
 - － 車輪の脱落や、トレーラの分離が発生した場合
 - 車両故障が起こった際、交通事故に至らなくても、運行を中止し再開できなかった場合や、乗務員以外の者の修理等により運行再開した場合は、報告書の提出が必要となる。
 - 死者が発生したり、酒気帯び運転があつた場合など、特に重大な事故については、発生から24時間以内に、管轄の運輸支局等に速報しなければならない。

【自動車事故報告規則第2条】※車両故障に関係する事故のみ抜粋

この省令で「事故」とは、次の各号のいずれかに該当する自動車の事故をいう。

十一 自動車の装置（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条第一項各号に掲げる装置をいう。）の故障（以下単に「故障」という。）により、自動車が運行できなくなったもの

十二 車輪の脱落、被牽けん引自動車の分離を生じたもの（故障によるものに限る。）

20

貨物軽自動車運送事業者の安全対策が強化されました

主な安全対策

貨物軽自動車運送事業者における重大事故が増加していることを踏まえ、令和6年に法令を改正し、令和7年4月から安全対策を強化することとしました。本リーフレットでは新たな安全対策を含め、主なものをまとめています。貨物軽自動車運送事業者は、一人で事業を行っている場合でも、自ら安全対策を実施する必要があります。定められた安全対策をしっかり行うことで、安全運行に努めてください。

法令で定められている事項	概要	実施タイミング
NEW 貨物軽自動車安全管理者の講習受講	●貨物軽自動車安全管理者は選任前に加えて、選任後2年ごとに受講しなければなりません。	—
NEW 貨物軽自動車安全管理者の選任・届出	●営業所ごとに選任し、選任時には法令で定められた事項について、運輸支局等を通じて国土交通大臣に届出なければなりません。	—
NEW 初任運転者等への指導及び適性診断の受診	●法令で定められた初任運転者等の特定の運転者に対して、特別な指導をしなければ、また、適性診断を受診させなければなりません。	—
健康状態の把握	●運転者に対して、毎1年1回健康診断を受診させ、受診結果を事業所に提出させなければなりません。	—
運転者に対する指導及び監督	●運転者に対して、運行の安全確保のために必要な運転の技術や関係法令の遵守事項の指導・監督を毎年実施しなければなりません。	—
点呼	●運転者に対して、乗務の前後に必要な事項を確認し、運行の安全を確保するために必要な指示をしなければなりません。	（乗務前）（乗務後）
運転者の勤務時間の遵守	●運転者の勤務時間は、法令で定められた時間の範囲内に収めなければなりません。	（乗務前）（乗務中）（乗務後）
異常気象時における措置	●台風接近時に必要に応じて運行を中止したり、雪道では冬用タイヤを装着するといった、輸送の安全を確保するための措置を講じなければなりません。	（乗務前）（乗務中）
NEW 業務の記録	●法令で定められた項目について記録を作成し、1年間保存しなければなりません。	（乗務前）（乗務中）（乗務後）
過積載の防止	●過積載による運送を前提とする運行計画の作成や運送の引き受け、指示をしなければなりません。	（乗務前）（乗務中）
貨物の適正な積載	●貨物の重さが、前後や左右で偏らないようにしなければなりません。 ●荷崩れて貨物が落下しないよう、ロープやシートを掛けなければなりません。	（乗務前）（乗務中）
NEW 事故の記録	●事故が発生した場合、主に以下の項目等の記録を作成し、3年間保存しなければなりません。	（乗務後）
NEW 国土交通大臣への事故報告	●死傷者を生じた事故等について、運輸支局等を通じて国土交通大臣へ報告しなければなりません。	（乗務後）

※各種の記録・保存は、パソコンやスマートフォンにて実施可能です。

NEW 令和7年4月からの新たな安全対策（4/24）三輪の軽自動車や二輪の自動車も用いる貨物軽自動車運送事業

NEW 業務の記録

貨物軽自動車運送事業者は、行った業務について主に以下の項目等の記録を作成し、1年間保存しなければなりません。

- 1 運転者等の氏名
- 2 車両番号（ナンバープレート等）
- 3 業務の開始、終了及び休憩の日時
- 4 業務の開始、終了及び休憩の地点
- 5 業務に従事した距離
- 6 主な経過地点



業務記録の様式例はここら



NEW 事故の記録

貨物軽自動車運送事業者は、事故が発生した場合、主に以下の項目等の記録を作成し、3年間保存しなければなりません。

- 1 乗務員等の氏名
- 2 事故の発生日時
- 3 事故の発生場所
- 4 事故の概要
- 5 事故の原因
- 6 再発防止対策



事故記録の様式例はここら



NEW 国土交通大臣への事故報告

貨物軽自動車運送事業者は、死傷者を生じた事故等、重大な事故が発生した場合、主に以下の項目等について、30日以内に所定の様式により運輸支局等を通じて国土交通大臣に報告しなければなりません。

加えて、2人以上の死者を生じた事故等、重大な事故については、24時間以内においてできるだけ速やかに運輸支局等に通報しなければなりません。

- 1 自動車の使用者の氏名又は名称
- 2 事故の発生日時
- 3 事故の発生場所
- 4 当時の状況
- 5 当時の処置
- 6 事故の原因
- 7 再発防止対策

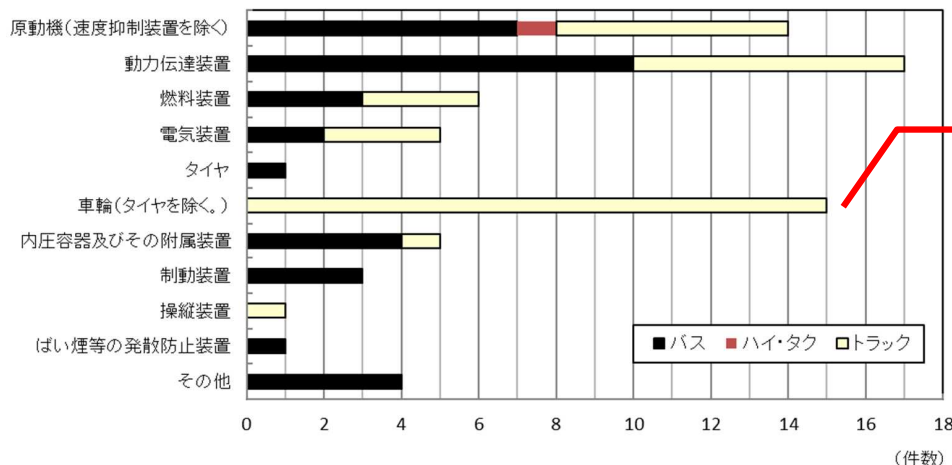


事故報告の様式、報告すべき事故の内容はここら



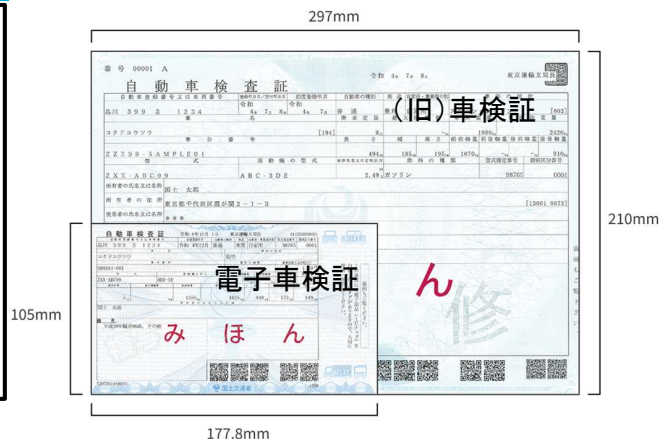
令和6年 業態別の車両故障件数（北陸信越運輸局管内）

車両故障箇所	バス	ハイ・タク	トラック	計
原動機（速度抑制装置を除く）	7	1	6	14
動力伝達装置	10	0	7	17
燃料装置	3	0	3	6
電気装置	2	0	3	5
タイヤ	1	0	0	1
車輪（タイヤを除く）	0	0	15	15
制動装置	3	0	0	3
緩衝装置	0	0	1	1
内圧容器及びその附属装置	4	0	1	5
ばい煙等の発散防止装置	1	0	0	1
その他	4	0	0	4
合計	35	1	36	72



故障箇所の「車輪（タイヤを除く）」は全て車輪脱落事故となっている。全件トラックで発生しており、令和6年では15件発生している。

- ・令和5年1月4日より自動車検査証が電子化。
- ・従来の紙の車検証(A4サイズ)から、はがきサイズ(A6サイズ)に変更。
- ・それに伴い、紙面に記載される情報と、ICタグに格納される情報に分かれる。
- ・ICタグの情報については、「車検証閲覧アプリ」で閲覧可能。紙の自動車検査証と違い、「有効期間」が紙面上に記載されないので注意。



券面記載事項

自動車登録番号／車両番号	燃料の種類
車台番号	総排気量又は定格出力
交付年月日	自家用・事業用の別
使用者の使命又は名称	用途
車名・型式	乗車定員／最大積載量
型式	車両重量／車両総重量
自動車の種別	軸重(前前・前後・後前・後後)
長さ／幅／高さ	初度登録年月／初度検査年月
車体の形状	車両識別符号(車両ID)
原動機の型式	※車両ごとに不変の番号として電子化に伴い付与

券面非表示事項(ICタグのみ)

自動車検査証の有効期間	使用者の住所
所有者の氏名・住所	使用の本拠の位置
帳票タイプ	

閲覧アプリ概要

動作環境	PC: Windows 10 バージョン21H1(64bit版), 21H2(64bit版) Windows 11 バージョン21H2 +ICカードリーダー スマートフォン: iOS 15.16、Android 10.11.12.13(NFC対応) ※iPadはNFC機能を搭載していないため動作対象外
主な機能	・車検証情報の閲覧 ・車検証情報ファイルの出力・保存(※オンライン環境でのみ可能) ・リコール情報等の確認(※オンライン環境でのみ可能)
入手先	電子車検証特設サイト

<電子車検証特設サイト>

URL: <https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/>

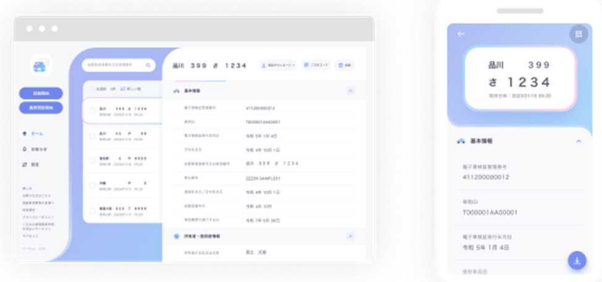
23

P52 2. 事業用自動車の「車検切れ」運行の防止について

無車検での運行は、安全・環境上の問題のみならず、事故の被害者への適切な保障がなされないおそれがあります！！



アプリで確認



定期点検整備計画・実績表(R2)

車番	月	1	2	...	10	...
新潟〇〇 あ1234	計画				31(満了日)	
	実施					

- ・新規登録時、車検時は確実に有効期限を確認した上で、点検整備計画をすること
- ・日常点検、点呼等の機会に有効期限を確認するなど、日常業務においても注意すること

24

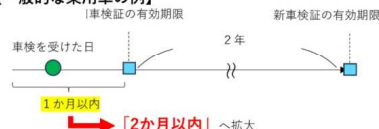
令和 7 年 4 月 1 日
自動車技術安全部技術課

本日から車検が受けやすくなります！ ～車検が2か月前から受検可能～

年度末における車検の混雑緩和と自動車整備士の働き方改善のため、関係省令の改正により、令和7年4月1日から車検の受検期間（残存する有効期間を失わずに車検を受けられる期間）が拡大され、車検証の有効期間満了日の「2か月前」から受検できることとなりました。

年度末である3月は特に車検が混雑しますので、本制度を活用いただき、余裕をもって予約・受検いただくなど混雑解消にご協力をお願いします。

【一般的な乗用車の例】



【制度改正によるメリット】

- 受検期間が拡大したことで、余裕をもって車検を予約・受検することができます
- 車検需要が集中する年度末においては、車検台数の平準化により混雑解消に期待できます
- 混雑解消に伴い、ユーザーがより整備・車検予約を取りやすい環境となることに期待できます
- 混雑解消に伴い、自動車整備士の労働条件の改善（残業・休日出勤の減少）に期待できます



<お問い合わせ先>
自動車技術安全部 技術課 渡辺、池田 TEL：025-285-9155（直通）

【参考：関係法令】

○道路運送車両法

（継続検査）

第62条 登録自動車又は車両番号の指定を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車の使用者は、自動車検査証の有効期間の満了後も当該自動車を使用しようとするときは、当該自動車を提示して、国土交通大臣の行う継続検査を受けなければならない。この場合において、当該自動車の使用者は、当該自動車検査証を国土交通大臣に提出しなければならない。

2～5（略）

○道路運送車両法施行規則 ※令和7年4月1日施行

（自動車検査証等の有効期間の起算日）

第44条 自動車検査証の有効期間の起算日は、当該自動車検査証を交付する日又は当該自動車検査証に係る有効期間を法第72条第1項の規定により記録する日とする。ただし、自動車検査証の有効期間が満了する日の二个月前から当該期間が満了する日までの間に継続検査を行い、当該自動車検査証に係る有効期間を法第72条第1項の規定により記録する場合は、当該自動車検査証の有効期間が満了する日の翌日とする。

2（略）

【有効期間の満了する日の2ヶ月前の日】

（例）

検査証の有効期間の満了する日	検査証の有効期間の満了する日の2ヶ月前の日
1月30日及び31日	11月30日
2月1日	12月1日
2月15日	12月15日
2月29日	12月29日
4月28日	2月28日
4月29日及び30日	2月28日（閏年にあては29日）
9月30日	7月30日

25

P55～P63 4. 「バス火災事故防止のための点検整備のポイント」について

全てのバス事業者に『バス火災事故防止のための点検整備のポイント』を通知しました。

年末年始からバス火災事故が多発したことを受け、自動車関係団体（※）の協力により、バス火災事故防止のために重要な点検整備のポイントをわかりやすく「バス火災事故防止のための点検整備のポイント」としてとりまとめ、全てのバス事業者に対して通知しましたので、公表します。

※一般社団法人日本自動車工業会、一般社団法人日本自動車車体工業会、公益社団法人日本バス協会

<バス火災事故防止のための点検整備のポイントの概要（詳細は別紙）>

■点検整備のポイント

○火災発生部位となり得る4つの装置（原動機、制動装置、走行装置、電気装置）毎に、火災防止のために重要な、主な点検整備のポイント（見方／交換目安）を示すとともに、点検整備を行わなかった場合の火災発生メカニズムを示しています。

（記載例） (2)デフレンジヤル

部位(装置)	点検のポイント(見方/交換目安)	点検しないと…(火災発生メカニズム)
デフレンジヤルオイル	・ドレーンプラグなどからオイル漏れやにじみはないか。 ・オイル量は適量か。 ※定期的に交換しているか。	・潤滑不良から焼付きを発生、漏れたオイルや、オイルシールなどが発火して火災を起こします。

■バス火災事故の前兆、予兆

○走行時に感じるさまざまな異状の中には、バス火災事故の前兆や予兆を示すものがあり、その症状や現象、火災につながる代表事例を示しています。

■運転操作ミスや整備作業ミスなどの防止のためのポイント

○点検整備以外にも火災に至る可能性がある運転操作ミスや整備作業ミスなどについても、ポイント（注意点）と、それぞれのミスによる火災発生メカニズムを示しています。

（記載例） 1. 不適切な運転操作など(運転操作ミス)

部位(事象)	ポイント(注意点)	火災発生メカニズム
パーキングブレーキの戻し忘れ (スプリングブレーキの戻し忘れ)	・戻し忘れによるブレーキの引きずり。(いつもより加速が速い) ・解除されていることを警告灯消灯で確認。	・ブレーキの戻り不良から引きずりを起こし、ブレーキが過熱して発火、火災を起こします。

■バス火災事故発生時の対処

○バス火災事故が発生した場合の留意点についても示しています。

なお、平成21年に公益社団法人日本バス協会が車両火災発生時の避難誘導などについてとりまとめた「車両火災発生等緊急時における統一マニュアル」についても併せて紹介しています。

26

トレーラ火災の未然防止に関する注意事項

1. 日常点検を確実にすること。特に、スプリング・ブレーキ・チャンバの不良（エア漏れ、戻り不良、内部のスプリングの錆や損傷）及びリレー・エマージェンシ・バルブの不良（ゴミや冬期における水分の凍結等でバルブが詰まることによるピストンの固着）に注意すること。
2. 劣化するゴム部品等の定期交換を行うなど、トレーラ製作者の整備要領等に従って、点検整備を確実にすること。
3. 運行する前には駐車ブレーキが確実に解除されていることを確認すること。

※ トレーラのブレーキの引き摺りは、運転中に感知することが困難であることから、火災の未然防止が重要です。

※ 万が一、火災が発生してしまった際には、速やかに路肩などに停車し、安全な場所に待避の上、被害を最小限とするように努めて下さい。走行中火の手が見えなくても、停車後すぐに発火することがあり、発火した場合には、速やかに消防機関にご連絡ください。

また、ドライバーと整備担当者のための啓発ビデオを制作し、公開しましたので、ご活用ください。

<啓発ビデオの公開ページへのリンク>

○ 国土交通省自動車局審査・リコール課 Youtube 公式アカウント

<https://www.youtube.com/channel/UCwFJ6KstdbqM9P91828lu2g>

※ 自動車のリコール・不具合情報ウェブサイト(<http://www.mlit.go.jp/RJ>)のトップページにリンクを掲載しています。

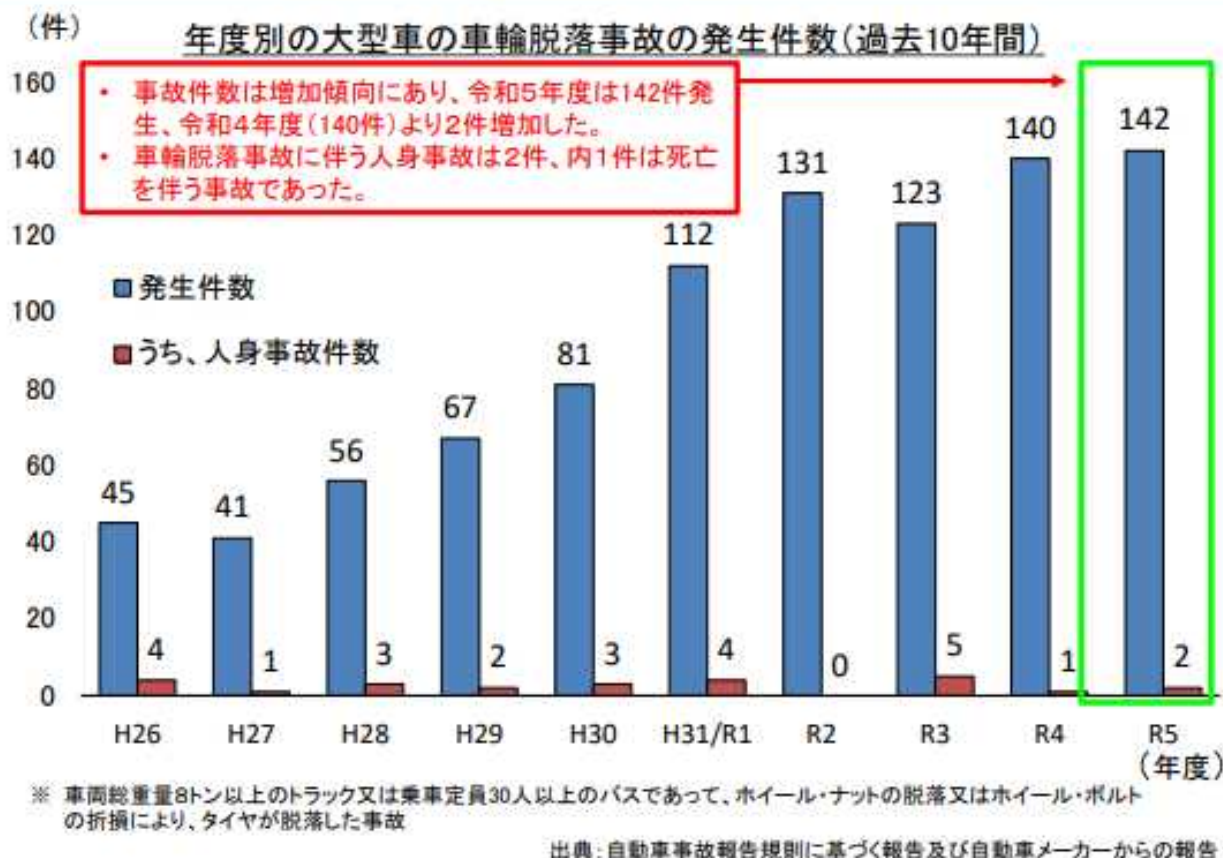


27

～ドライバーと整備担当者のための啓発ビデオを公開しました～

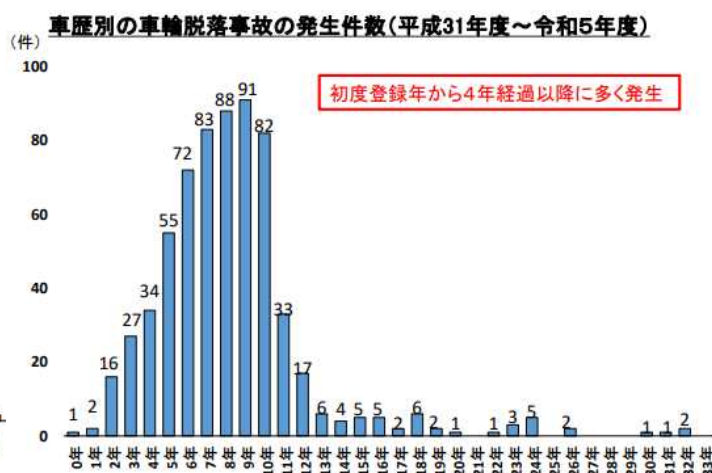
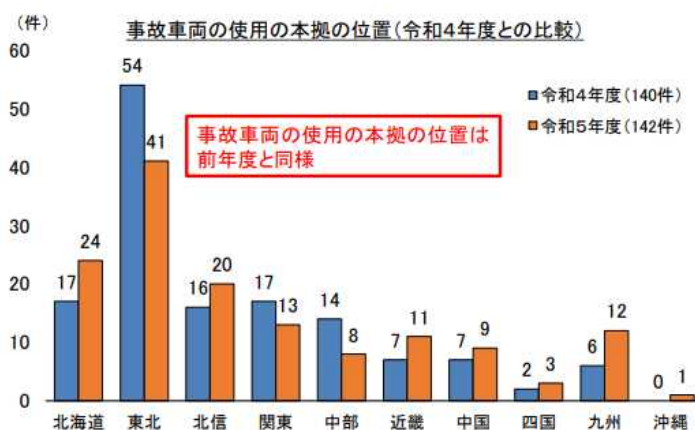
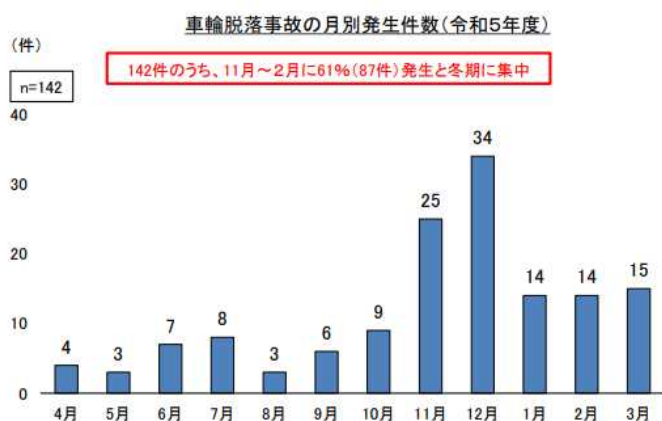
車輪脱落事故発生状況

【別紙1】



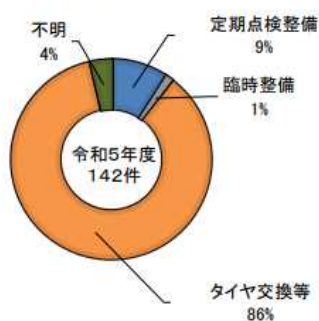
29

P66～P97 6. 大型車の車輪脱落事故防止について



冬用タイヤなどタイヤ交換等が大半を占める

タイヤ脱着作業内容別



左後輪に集中する傾向は、前年度と変化なし

脱落した車輪位置



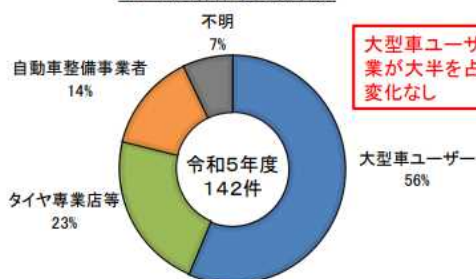
タイヤ脱着作業実施者別タイヤ脱着作業時における不備(令和5年度)

各作業実施者に同種不備があり、潤滑剤塗布未実施(不適切)の割合が高い

作業実施者	大型車の使用者 (80件のうち)	タイヤ専門店 (32件のうち)	整備事業者 (20件のうち)
作業等不備割合 ※1件に複数の不備もあり	潤滑剤塗布未実施・不適切 【40%以上】	潤滑剤塗布未実施・不適切 【28.1%以上】	潤滑剤塗布未実施・不適切 【35%以上】
	トルクレンチ等不使用 【37.5%以上】	トルクレンチ等不使用 【12.5%以上】	トルクレンチ等不使用 【15%以上】
	ホイール・ナット等清掃未実施 【16.2%以上】	ホイール・ナット等清掃未実施 【6.2%以上】	ホイール・ナット等清掃未実施 【5%以上】

※ 車両総重量8トン以上の自動車又は乗車定員30人以上の自動車であって、車輪を取り付けるホイール・ボルトの折損又はホイール・ナットの脱落により車輪が自動車から脱落した事故
 ※ 各母数は調査できなかったものも含まれているため、各割合は●%以上と表示した
 出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

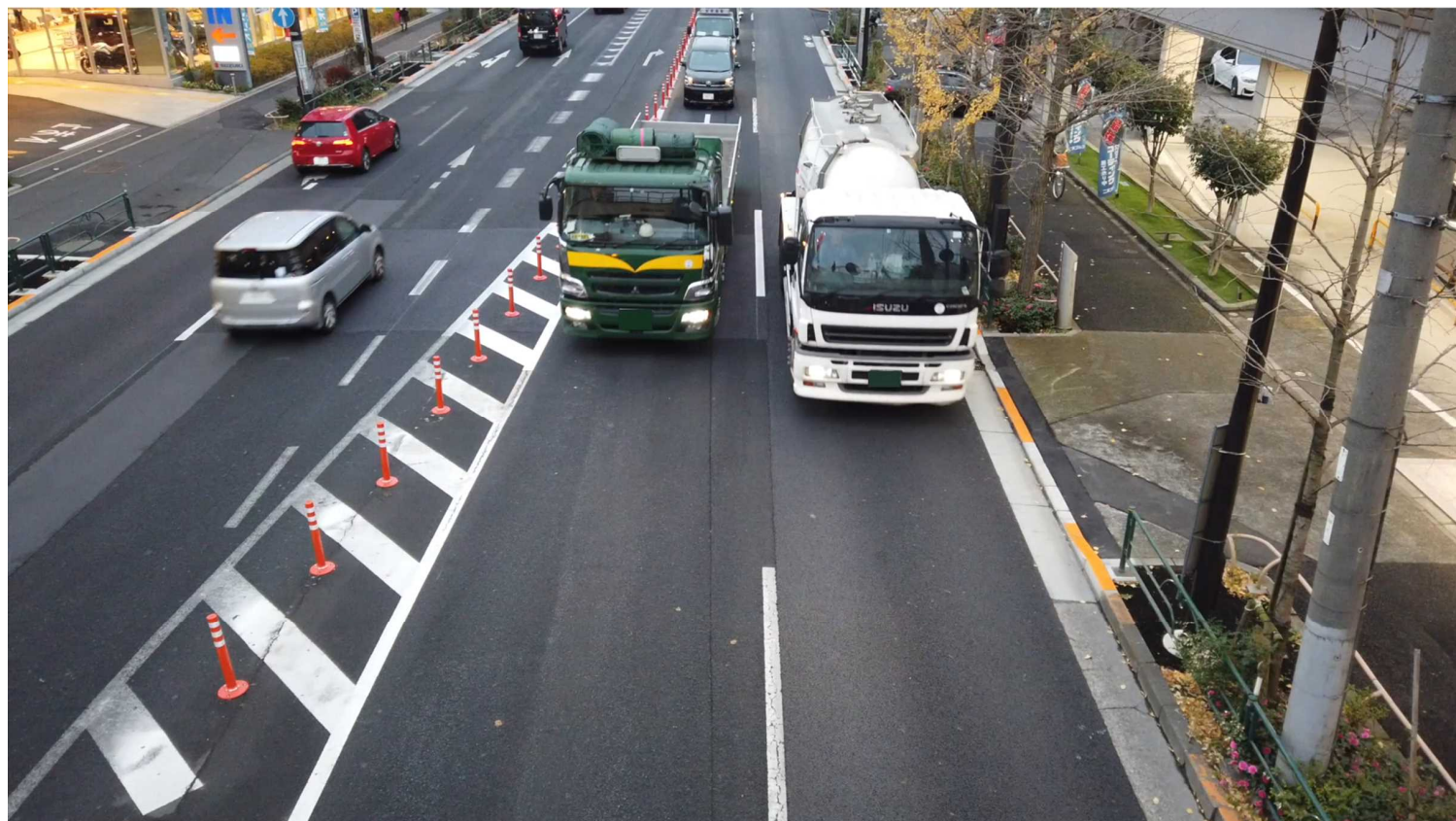
タイヤ脱着作業実施者別



大型車ユーザー自らのタイヤ脱着作業が大半を占める傾向は、前年度と変化なし

出典:自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

31



32

P98～P111 7. 大雪時の大型車立ち往生防止対策について

○車両の立ち往生の状況（平成30年2月・令和2年12月）



○チェーン規制区間（時期：大雪特別警報や大雪に対する緊急発表が行われるような異例の降雪時に規制）

■直轄国道

■高速道路

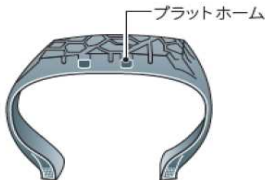
都道府県	路線番号	箇所名	区間	延長(km)
山形県	112	月山道路	西川町月山沢～鶴岡市田麦保	15.2
山梨県・静岡県	138	山中湖・須走	山梨県山中湖平野～静岡県小山町須走字御登口	8.2
新潟県	7	大須戸～上大島	村上市大須戸～村上市大島	15.3
福井県	8	石川県境～坂井市	あわら市熊坂～あわら市笹岡	3.2
広島県・島根県	54	赤名峠	広島県三次市布野町横谷～島根県飯南町上赤名	2.5
愛媛県	56	鳥坂峠	西予市宇和町～大洲市北只	7.0

都道府県	路線番号	箇所名	区間	延長(km)
新潟県・長野県	E18	上信越道	信濃町IC～新井PA(上り線)	24.5
山梨県	E20	中央道	須玉IC～長坂IC	8.7
長野県	E19	中央道	飯田山本IC～園原IC	9.6
石川県・福井県	E8	北陸道	丸岡IC～加賀IC	17.8
福井県・滋賀県	E8	北陸道	木之本IC～今庄IC	44.7
岡山県・鳥取県	E73	米子道	湯原IC～江府IC	33.3
広島県・島根県	E74	浜田道	大朝IC～旭IC	26.6

- 道路で大型車が立ち往生すると、深刻な交通渋滞や通行止めを引き起こします。積雪・凍結道路においては、**必ず適切な冬用タイヤの装着や滑り止め措置**を講じてください。
- 交通渋滞等を引き起こした運送事業者等には監査を行い、**講じた措置が不十分と判断されれば処分の対象**となります。

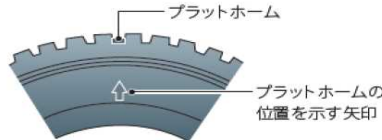
●プラットホームとは

日本国内における道路交通法施行細則等によって定められた冬用タイヤとしての使用限度の目安となる新品時の溝深さから50%の位置にあるゴムの盛り上がりを設置した部分をいいます。



●プラットホームの位置

プラットホームの位置を示す△がタイヤの両側面にそれぞれ周上4ヶ所以上に表示されています。



残り溝深さが「プラットホーム」に達している状態。冬用タイヤとして使用できません。



運転上の注意点

- ① 低速ギアでゆっくり発進し、タイヤを空転させない。
- ② 急坂道では登り終わるまで低速ギアを使用し、ギヤチェンジしない。
- ③ 急発進、急加速、急旋回及び急停止は避ける。柔らかくブレーキ。
- ④ カーブに入る前に減速する。速度は控えめ。十分な車間距離。
- ⑤ 冬用タイヤの性能には限界があるので、運転時は細心の注意を払う。
- ⑥ 冬用タイヤを乾燥路や湿潤路で使用する場合は走行速度に注意する。

37

雪道でスタッドレスタイヤ(雪道用タイヤ)等の滑り止め措置を施していても、滑りやすいために十分に注意して走行することが重要です。また、駆動輪にのみスタッドレスタイヤを装着するなど、4輪全てに同じ性能のスタッドレスタイヤを装着していない場合は、いつもどおり加速するのに、曲がれない・止まらないという危険な状態となることがあります。

このため、雪道をスタッドレスタイヤで走行する際は、4輪全てにスタッドレスタイヤを装着し、安全運転に心がけて下さい。

スタッドレスタイヤを使用する際の注意点

- [1] スタッドレスタイヤは、全車輪に装着することが基本となっており、一部のタイヤのみに装着した場合は、車両の挙動が安定しないなど、十分な滑り止め効果が得られません。スタッドレスタイヤは全車輪に装着しましょう。
- [2] スタッドレスタイヤを過信せず、スタッドレスタイヤを装着しても、乾燥路面と比べると非常にスリップしやすいことを十分認識し、以下の点に注意して運転を行いましょう。
 - (ア) 制限速度にかかわらず速度を十分落とし、車間距離を十分とって運転しましょう。
 - (イ) 横滑りを起こすことがありますので、ハンドルやブレーキの操作は特に慎重にしましょう。急発進、急ブレーキ、急ハンドルは絶対にやめましょう。

38

～実験映像を公開いたしました～



39

大型トラックが故障や大雪で立ち往生した際、「フロント・けん引フック」の場所がわからないとの問い合わせが多くなっています。…

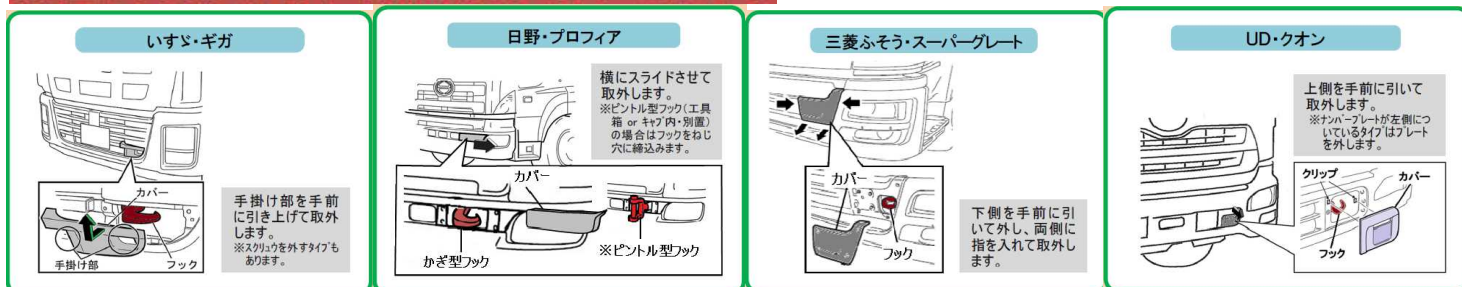
大型トラック・バスには、車両の前後に「けん引フック」を備えており、「フロント・けん引フック」は、フロント・バンパの内側などカバーに覆われ、通常の状態では見えない場合があります。

「フロント・けん引フック」を使う時には下図のようにカバー類を取り外して使用してください。

なお、「けん引フック」を使用してけん引する際は、「取扱説明書」の指示に従ってください。不適切な使用は思わぬ事故を招きます。

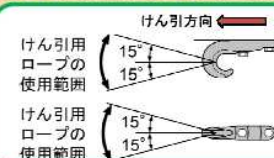
「フロント・けん引フック」の使用が終わったら、必ず、再度カバーをしっかりと取り付けてください。

〔大型トラック〕 フロント・けん引フック カバーの取外し（標準的な例。詳細は取扱説明書を参照）



「けん引フック」取扱いの注意点

- ・けん引用ロープは、右図の範囲で使用します。
- ・けん引用ロープは、強度のあるものを使用し、外れないようにします。
- ・けん引用ロープやフックには、大きな力や急な力がかからないようにします。



40

国土交通省では、貸切バスの車両整備の強化を図るため、貸切バス事業者が定めるべき予防整備の基準事例を示すべく、「貸切バス予防整備ガイドライン」(以下「本ガイドライン」という。)を策定しました。

1. 本ガイドライン策定の背景

平成28年1月15日に長野県軽井沢町で発生したスキーバス事故を踏まえ、二度とこのような悲惨な事故を起こさないよう、軽井沢スキーバス事故対策検討委員会において徹底的な再発防止策について検討が行われ、6月3日にとりまとめられた「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」を踏まえたものです。

2. 本ガイドラインについて

本ガイドラインでは、貸切バス事業者が法定点検に加え、予防整備（不具合発生の予防も含めた十分な整備）を定期的実施するための整備サイクル表を定める上での参考となるよう、優良事業者の実績等を元に整備項目等の交換基準事例を示しています。

貸切バス事業者は、以下の2項目について実施してください。

〔1〕交換基準事例を参考にした整備サイクル表の作成

貸切バス事業者は交換基準事例を参考にバスの構造・装置に応じ項目を選定するとともに、それぞれの事業者の状況を考慮し定期交換等の期間・距離を設定し、整備サイクル表を作成

〔2〕整備サイクル表に基づく整備実施記録簿の作成

貸切バス各事業者は整備実施記録簿を用意し、整備サイクル表に基づく定期交換等の実施状況を記録

【ガイドライン、整備サイクル表等は下のホームページから確認してください】

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000155.html

41

P113～P114 9.「衝突被害軽減ブレーキがあれば、安心」ではありません

運転者が「衝突被害軽減ブレーキが作動する」と過信して事故に至ったのではないかと疑われるケースが増加しています。衝突被害軽減ブレーキには、機能の限界があり、故障していなくても、状況によっては、作動しません。衝突被害軽減ブレーキの作動の有無にかかわらず、安全運転の責任は運転者本人にあります。

1. 衝突被害軽減ブレーキが作動しない状況の例

- ・ メーカーが定める作動速度を超える場合
- ・ 暗闇、逆光等のためカメラにより対象物を認知できない場合
- ・ 人や自転車の急な飛び出し、クルマの急な割り込み
- ・ 雨・雪・霧などの悪天候
- ・ 運転者がアクセルペダルを強く踏み込んだ場合



2. 衝突警報、衝突被害軽減ブレーキが作動したということは・・・

- ①衝突の可能性がある場合、衝突警報が鳴ります。
- ②それでも運転者がブレーキを操作せず、衝突を回避することができないと判断される場合、衝突被害軽減ブレーキが作動します。

このため

①衝突警報が頻繁に鳴る

⇒日頃から衝突リスクのある運転をしている

②衝突被害軽減ブレーキが作動した

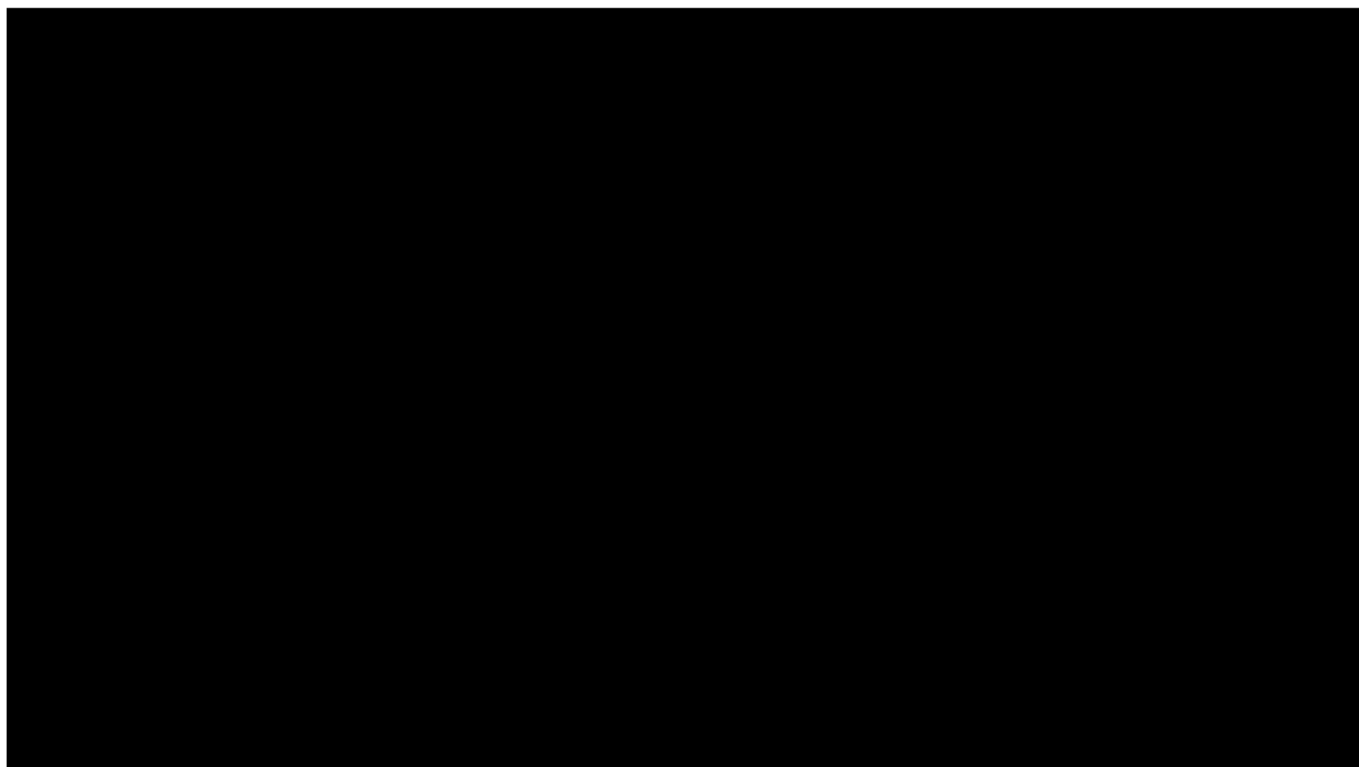
⇒衝突被害軽減ブレーキがなければ衝突していた

と認識し、ご自身の運転を省みることが大切です。



42

～衝突軽減ブレーキでも衝突を回避できない場合があることを理解していただくための啓発ビデオを公開しました～



43

P115～P116 10.「運転支援システム」を過信・誤解しないでください！

1. 運転支援システムが作動しない状況の例（過信すると、事故が生じやすい例）

●車の急な割込み ●車線の白線が障害物や雪等で見えない場合 ●雨・雪・霧等の悪天候

2. 運転支援システムの機能を誤解している例（大変危険です！道路交通法違反となります。）

●運転支援システム作動中における以下の行為は大変危険であり、道交法違反となります。



ナビ画面の注視



携帯電話の操作

3. 自動車ユーザーの皆様へ

●自動車メーカーでは、運転支援システムを高速道・自動車専用道で使用することを推奨しています。一般道では思わぬ事故につながる可能性がありますので使用しないでください。

●運転支援システムには機能の限界があり、故障してなくても、条件によっては作動しないことや、使用中には突然機能が停止することがあります。その結果、衝突に至った場合でも、**安全運転の責任は運転者**

●運転支援システムはあくまでもアシスト機能です。運転者は運転支援システムを**過信せず**、取扱説明書を読み、作動条件等を把握して適切に使用してください。

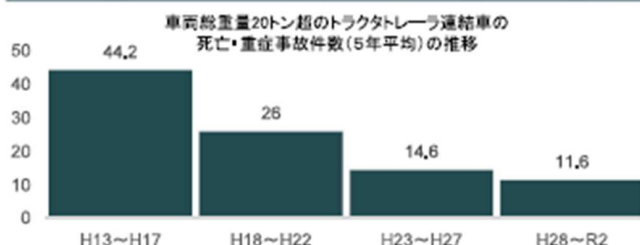
44

P117～119 11. 重量物を輸送するトレーラの基準緩和の期限が延長されます

トラック運送事業にあっては、ドライバー不足、現場の要員確保が深刻な問題となる中、申請者の負担軽減を図る観点から、基準緩和自動車の重大事故の発生状況をふまえ、申請提出書面の簡素化、緩和の期限の改正を行います。（令和4年4月1日施行）

HP: https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07_hh_000404.html

基準緩和自動車の事故実態を踏まえ、緩和の期限を延長



●安全性優良事業所認定(Gマーク)を受けた貨物運送事業所が申請する継続緩和について、**期限を無期限化**。

※ 安全性優良事業所認定の返納や取り消しとなった場合、遅滞なく新規緩和の申請が必要。

●その他の継続緩和も、**期限を現行の2年から4年に延長**。

基準緩和の期限の改正

	現行	改正
要件を満足する自動車	新規: 2年 初回の継続: 3年 2回目以降: 4年	新規: 2年 継続: 無期限
その他の自動車	新規: 2年 継続: 2年	新規: 2年 継続: 4年

<要件>

Gマーク認定事業所が継続緩和を申請する自動車で、前回の基準緩和認定日から継続緩和申請日までの間に重大事故や基準緩和自動車の行政処分等がない場合。

申請提出書面の一部簡素化、変更申請を届出制に変更

●各種様式を見直し、集約化・簡素化

- ・誓約書、宣誓書を申請書に集約
- ・添付書面の削減



●変更申請を届出制に変更し即日対応とする

これまで変更申請として扱っていた名称や使用の本拠の位置の変更等について、届出制とすることで審査期間の大幅な短縮により申請者の利便性向上を図る。



車検・車体腐食の事故を防止 するため点検・整備を

車検・車体の腐食について

北陸信越地域では降雪時期に凍結防止剤が車の下回りの主要骨格部分を含む自動車部品(特に)が腐食することがあります。自動車の車検・車体が腐食したことにより過渡発生しており、事故防止のためには確実な点検が重要です。

このような事故が起きているようです。



事業用バスの車体腐食事故
平成27年11月12日、貸切バスが走行中に横断歩道線より、進行方向右側の中央分離帯に衝突、7名負傷。

この事故は、凍結防止剤による腐食のためワンペインが剥離し、ハドル操作が不能となったと見られる。打点検(下記)の点検整備の実施による確認が

自動車安全情報

事故統計関係

- 輸送の安全を旨として
(事業用自動車の重大事故発生状況、重大事故の安全対策)
- 自動車運送事業の安全対策
(国土交通省「自動車総合安全情報」のページへ)

報告・届出関係

- 自動車運送事業者に係る事故・事件の通報について
- 自動車事故報告について
- 運行管理者になるには
- 整備管理者について
- 運行管理者、整備管理者の届出書の様式

安全教育・事故防止マニュアル関係

- 運転者に対する指導監督の概要(本省のページへ)
- 自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に指導及び監督の実施マニュアル(2018年6月1日)
- 【トラック】 概要編(7) 855KB 本編(7) 7,630KB
- 【バス】 概要編(7) 654KB 本編(7) 5,878KB
- 【タクシー】 概要編(7) 642KB 本編(7) 5,788KB
- ドライブレコーダーの映像を活用した指導・監督マニュアル
- 自動車運送事業者における脳血管疾患等ガイドラインへ関係者の

自動車ユーザーの皆様へ

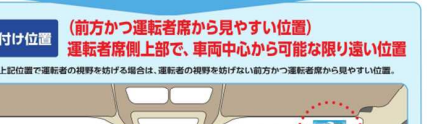
令和5年7月より、車検ステッカーの 貼り付け位置が変更となります。

国土交通省においては、無車検運行の防止対策として、車検ステッカーの表示位置を、従来の「前方から見やすい位置」から「**前方かつ運転者席から見やすい位置**」に変更しました。自動車ユーザーの皆様におかれましては、令和5年7月以降、以下の位置に貼り付けていただきますようお願いいたします。

新しい貼り付け位置

(前方かつ運転者席から見やすい位置)
運転者席側上部で、車両中心から可能な限り遠い位置

※例外:ただし、上記位置で運転者の視野を妨げる場合は、運転者の視野を妨げない前方かつ運転者席から見やすい位置。



車検ステッカーイメージ

車外前方から見たイメージ



車室内から見たイメージ



国土交通省 自動車局 整備課

シマノ・フロントローハ
SUBARU
ゼネラルモーターズ
ダイハツ

メールマガジン「事業用自動車安全通信」

マガジン「事業用自動車安全通信」は、各運送事業者における事故防止のみに活用していただくことを目的として、毎週金曜日に配信しています。費をお願いたします。

事業用自動車安全通信 検索

国土交通省ホームページからの登録方法

【国土交通省ホームページ】

①国土交通省ホームページから「メールマガジン登録サービス」をクリック1(ホームページ右側中央にリンクがあります。)



なお知らせ!!

7製エアバッグリコールが未実施のお客様へ

令和4年5月より い対象車の適用が拡大されます!

既に適用済みの車種	令和4年5月より適用される車種	令和6年5月より適用される車種
平成30年5月～ ALFA ROMEO	令和2年5月～ ALFA ROMEO	2車種
コセ	1車種	5車種
三菱	5車種	5車種
ダイハツ	1車種	4車種
ダイハツ	1車種	ソニック

長時間大変お疲れ様でした

令和7年度整備管理者選任後研修
国土交通省北陸信越運輸局
長野運輸支局検査・整備・保安部門